

## 香川県条例第50号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後      |     |                                    | 改正前   |      |                            |
|----------|-----|------------------------------------|---|------|----------------------------|
| 名称       | 位置  | 管轄区域                               | 名称  | 位置   | 管轄区域                       |
| 略        |     |                                    | 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第4項の規定に基づき、警察署の名称、位置及び管轄区域を次のように定める。 |      |                            |
| 香川県丸亀警察署 | 丸亀市 | 丸亀市<br>善通寺市<br><u>仲多度郡のうち、多度津町</u> | 香川県丸亀警察署  | 丸亀市  | 丸亀市<br><u>仲多度郡のうち、多度津町</u> |
| 略        |     |                                    | 香川県善通寺警察署   | 善通寺市 | 善通寺市                       |
|          |     |                                    | 略   |      |                            |

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。